

仙北市就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条及び関係法令の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して学用品費、医療費、学校給食費等就学に必要な援助(以下「就学援助費」という。)を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、その子女が仙北市立小学校又は仙北市立中学校(以下「仙北市立学校」という。)に在学又は入学予定者の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の承諾を得て仙北市以外の地方公共団体(以下「他の地方公共団体」という。)が設置する小学校又は中学校にその子女を就学させている保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助費を受けていないものは、支給対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、他の地方公共団体に住所を有し、その子女が仙北市立学校に在学する保護者のうち、市内に住所を有しないことについて相当の理由があると認められる場合は、支給対象とする。

(就学援助費の項目)

第3条 就学援助費の支給項目、支給内容等は別表に掲げるとおりとする。

(申請)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年度ごとに就学援助費支給申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて仙北市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- (1) 申請者と生計を一にする世帯に属する世帯員全員(同住所地で世帯分離している世帯を含む。)の、申請した日の属する年の前年(1月から3月までの間に申請した場合は前々年)の収入を証明できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(認定の要件)

第5条 教育委員会は、申請者からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し就学援助費を支給するものとする。

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 準要保護者 要保護者に準ずる者として、前条の規定による申請した日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 生計を一にする世帯に属する世帯員全員(同住所地で世帯分離している世帯を含む。)の前年(1月から3月までの間に前条の規定による申請した場合は前々年)の総収入から生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年厚生省発社第123号事務次官通知)別表の基礎控除の額を控除した額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1生活扶助基準第1章基準生活費1居宅により算定される基準生活費の額、第2章加算2障害者加算及び8母子加算、別表第2教育扶助基準のうち基準額及び学校給

食費の合計額の1.3倍以下の者

- イ その他当該年度において家庭事情の変動により所得が著しく減少する等、教育委員会が就学援助費の支給の必要があると認める者

(認否の決定)

第6条 教育委員会は、申請者からの申請に基づき内容を審査し、支給の認定又は否認定を決定し、その結果を就学援助費認定・否認定通知書(様式第2号)をもって申請者に通知するものとする。

(報告の義務)

第7条 前条の規定により認定を受けた者は、第2条及び第5条に関わる事項や世帯の状況に変更が生じた場合は、就学援助費受給に関する変更届(様式第3号)をもって速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(支給の中止等)

第8条 教育委員会は、前条の届出に基づき内容を審査し、第2条に規定する支給対象に該当しなくなったと認められるとき若しくは第5条に規定する認定の要件を失ったものと認められるときは、就学援助費の支給を中止するものとし、就学援助費中止通知書(様式第4号)をもって申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、申請者が虚偽の申請により就学援助費を受給したときは、認定を取り消すものとする。

(支給方法)

第9条 第3条の規定により支給される就学援助費は、原則として保護者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、保護者の同意がある場合は、児童生徒の在学する学校の校長を通じて支給することができる。

2 保護者に支給することにより児童生徒の就学に支障が生じる場合は、校長が直接当該児童生徒に現物を給付することができる。

3 学校給食費及び医療費については、学校給食費及び医療費の各債権者の指定した金融機関の口座に直接振り込むものとする。

(支給期間)

第10条 就学援助費の支給期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。ただし、年度の途中において支給の認定を受ける者については、申請日の属する月の初日から支給するものとし、支給の認定を取り消された者については、その翌日から支給しない。

2 新入学用品費については、前項の規定にかかわらず、入学前に申請し認定された者については支給できるものとする。ただし、この規定により支給を受けたときは、翌年度の新入学用品費は支給しない。

(返還)

第11条 教育委員会は、第8条第2項により認定が取り消しとなった者に対して、既に支給した就学援助費の返還を求めることができる。

(個人情報の保護)

第12条 この事務に携わる者は、申請者及び児童生徒の個人情報の保護に留意しなければならぬ

い。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成25年度における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成26年度における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成27年度以降における第5条の規定の適用については、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法における保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)による。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の仙北市就学援助費支給要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

支給項目	対象学年	金額	対象者区分	支給内容
学用品費 (別記1)	小学校 中学校	1~6年 1~3年	準要保護者	途中認定者は月割り 途中認定者は月割り
通学用品費 (別記2)	小学校 中学校	2~6年 2~3年	準要保護者	途中認定者は月割り
新入学用品費 (別記3)	小学校 中学校	1年 1年	準要保護者	4月認定者のみ対象とする
校外活動(宿泊 を伴わないもの)	小学校 中学校	別記4 〃	準要保護者	各学年で宿泊を伴う、伴わ ないをどちらか1回とし、左 記の金額を上限とする。
校外活動(宿泊 を伴うもの)	小学校 中学校	別記4 〃	準要保護者	左記の金額を上限とする。
体育実 技用 具	スキー(中学 校はスノーボ ードも含む)	小学校	26, 500円	26, 500円
		中学校	38, 030円	38, 030円
	柔道 剣道	中学校 中学校	7, 650円 52, 900円	7, 650円 52, 900円
修学旅行費	小学校	当該学年	実費	要・準要保 護者
	中学校	当該学年	実費	
通学費 (別記5)	小学校	全学年	40, 020円	準要保護者
	中学校	全学年	80, 880円	
学校給食費	全学校	全学年	実費	準要保護者
医療費 (別記6)	全学校	全学年	実費	要・準要保 護者
特別支援学級へ の就学・入級に必 要とされる経費等	全学校	全学年	実費	要・準要保 護者
生徒会費	小学校	全学年	4, 650円	準要保護者
	中学校	全学年	5, 550円	
PTA会費	小学校	全学年	3, 450円	準要保護者
	中学校	全学年	4, 260円	

別記1 学用品費とは各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習等教材を含む。)又はその購入費

別記2 通学用品費とは通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等)又はその購入費

別記3 新入学時に必要とする学用品、通学用品(ランドセル、鞄、通学服等を含む。)の購入費

別記4 小学校及び中学校で修学旅行の該当学年以外の学年

別記5 仙北市遠距離児童等通学補助に関する要綱(平成17年9月20日施行)による。

別記6 学校において治療の指示を受けた学校保健安全法第24条及び同法施行令第8条で定められた疾病の治療のための費用